

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社セック
管理本部 経理部長
杉山 寿顕**企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」
に対するコメント****(1) 契約変更の初期段階における見積り困難な場合の取扱い**

合意には至っていないものの契約変更が発生していると判断した場合（会計基準第 112 項）、ある程度交渉が進むまでの間、契約変更の範囲又は取引価格の変更に係る合理的な見積りが困難な状況が考えられる。

当該契約変更が、既存の契約にもとづく単一の履行義務の一部を構成する場合（会計基準第 28 項（2））、既存部分の収益認識方法の判定（会計基準第 33 項）を変更する必要があるか確認したい。

既存部分に係る見積りの合理性（会計基準第 41 項）を喪失するほど重要な変更でない限り、収益認識方法を、一定の期間にわたり充足される履行義務（会計基準第 35 項）から一時点で充足される履行義務（会計基準第 36 項）に変更する必要はないという理解でよいか。

そうであれば、一定の期間にわたり充足される履行義務として既存部分を収益認識している場合、契約変更部分は合理的な見積りが可能となった段階で会計基準第 48 項等に従い反映させればよいか。

(2) 見積りが困難な段階における契約変更の取扱い

原価回収基準（適用指針第 98 項）は契約初期段階を想定しており、契約変更のケースには適用されないという理解でよいか。

(3) 契約変更の範囲について合意していない段階の見積り方法

契約変更の範囲について合意していなくとも契約変更が生じた場合（会計基準第 112 項）、会計基準第 26 項と同様に第 48 項以下に定める方法で、合理的な数のシナリオを識別し最も可能性の高い契約範囲の変更とこれに伴う取引価格の変更の最頻値又は期待値を見積もるという理解でよいか。

以上